

6 高土政第 1570 号
令和 7 年 3 月 28 日

土木部各課長
様
各土木事務所長

土 木 部 長

「高知県建設工事クールワークタイム」実施要領の策定について（通知）

近年の地球温暖化により、全国的に夏季の気温が上昇しているところ、建設工事の発注においては、猛暑日を考慮したうえで、適正に工期を設定しています。しかしながら、近年の気温上昇は厳しく長期に亘る状況にあり、猛暑日に限らず熱中症のリスクは高いことから、更なる働き方改革が求められています。

このため、夏季等の高温時間帯の作業を回避し、作業員の健康と安全を確保することを目的として、「高知県建設工事クールワークタイム」実施要領を策定しましたので、通知します。

なお、本要領は、令和 7 年 3 月 28 日から施行します。

（問い合わせ先）

＜実施要領に関すること＞

土木政策課 契約担当

TEL：088－823－9813

＜工期設定等に関すること＞

技術管理課 設計基準担当

TEL：088－823－9826